

【2022 年第 5 号】

広東省自貿区における 貿易投資促進の利便化措置の発表

2022 年 4 月 11 日

陳 良諺 CHAN LEUNG YIN, MICHAEL

香港法人営業部
アドバイザー室

T +852-2249-3053

E MICHAEL_LY_CHAN@HK.MUFG.JP

株式会社 三菱 UFJ 銀行
MUFG Bank, Ltd.
(Incorporated in Japan with limited liability)
A member of MUFG, a global financial group

2022 年 2 月 15 日、広東省政府が「広東省自由貿易試験区に関する貿易と投資の利便化を促進するための改革措置」(以下「本措置」)を公表した。本措置は先般中国国務院より公表した「自由貿易試験区に関する貿易と投資の利便化を促進するための改革措置」¹の内容を踏襲し、対外的にハイレベルかつ開放的なビジネスハブの構築を目指している。本稿では、その内容について簡単に紹介したい。

1. 広東省自貿区の概要

広東省では南沙新区、前海蛇口片区、珠海横琴新区の三つの自貿区が 2015 年より正式に設立されており、その総面積は約 116.2 平方キロメートルを占める。香港・マカオとの連携を強化し、改革開放政策のパイロット導入地として中国本土の企業の発展を牽引しつつ、重要なビジネスハブの形成に貢献してきた。三つの自貿区にはそれぞれ異なる役割が期待されており、特に GBA 構想²が唱えられて以来、改革開放の最先端地域として注目されている。

南沙では香港・マカオとのサービス貿易自由化の先行的開放を目指し、金融面・貿易面が国際規則に適応した法治・ビジネス環境を構築するほか、国際海運物流ハブ及びイノベーション協力模範区域の形成に注力している。前海蛇口では香港と隣接している地理的優位性を活かし、金融、現代物流、情報通信、科学技術等の新興産業を中心に、対外開放のゲートウェイとして国際的サービス貿易拠点の建設を進めている。横琴ではマカオとの一体化発展体制が推進されており、観光、商務ビジネス、文化、科学教育などを重点産業に置き、両地域における多元化の経済発展に原動力の創出を目指している。

広東省全体としては 2021 年 3 月に「十四・五計画」³を公布し、続く 9 月に発表された自貿区に対する発展計画⁴では中長期的な目標が設けられており、2025 年までに 4,000 億元の輸出入総額及び 3,700 万 TEU の貨物取扱量に到達する見込みであるほか、各自貿区からの総税収の年平均成長率 5%前後を目指している。また、外資誘致においては

¹ 中国国務院より 2021 年 8 月 2 日に公表。原文参照：http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-09/03/content_5635110.htm

² GBA(グレーターベイエリア)とは、広東省珠江デルタ地域所在の 9 つの都市(深圳、東莞、惠州、広州、肇慶、仏山、中山、珠海、江門)と、香港及びマカオ特別行政区から構成される都市圏である。

³ 詳細は当室作成のニュースフォーカスにご参照：<https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/NF2021-05JP.pdf>

⁴ 広東省政府が 2021 年 9 月 6 日に《中国(広東)自由貿易試験区発展“十四五”規画》を公布し、未来 5 年間の発展方向性を示した。原文参照：http://www.gd.gov.cn/zwgk/wjk/qbwj/yfb/content/post_3533834.html

累計 400 億米ドルの外資資金の利用を目標とし、うち 9 割弱の 350 億米ドルは香港・マカオからの資本投資を想定しているという。

2. 本措置の主な内容

本措置では貿易及び投資環境の利便性向上のほか、国際物流ハブとしての機能を促進し、金融サービス開放による実体経済の活性化などの発展方向性を省内の自貿区に示した。公表済みの国家レベルの政策の方向性を踏襲し、各分野において合計 27 項目の具体的措置が盛り込まれている。以下では、本措置の各重点項目に基づき簡単に整理したい。

分野	内容(抜粋)
投資開放	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 香港・マカオの役務提供者による旅行会社の設立手続きを簡素化し、関連する投資家向けの利便化措置を支援 ▪ 前海・南沙・横琴での船籍港を対象に、域外船舶検査機関による国際登記船舶への法定検査を開放し、海上運輸のハイエンドな発展を促進
貿易利便化	<p><u>前海における各分野のプロジェクト</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 前海蛇口での「電子部品 APAC 集散センター」の建設を支援 ▪ 前海蛇口での「海運中間貿易積載センター」の建設を支援 ▪ 前海蛇口での「香港離陸空運サービスセンター」の建設を支援 <p><u>南沙における各分野のプロジェクト</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 南沙での「グローバル優良商品ディストリビューションセンター」の建設を支援 ▪ 南沙での「華南医薬公共保税ディストリビューションセンター」の建設を支援 ▪ 南沙での「広州港湾区国際積載センター」の建設を支援 ▪ 南沙での「GBA 空港シェアリング国際運輸センター」の建設を支援 <p><u>オフショア貿易関連</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ オフショア貿易の発展を促進し、エビデンス提示・真実性原則に基づき銀行による決済業務実行の自主的審査を支援 ▪ オフショア貿易に関する企業所得税および印紙税の政策を策定 ▪ 南沙及び前海蛇口での「オフショア貿易総合サービスプラットフォーム」の建設を支援し、5G・クラウド処理・ビッグデータ・ブロックチェーン・IoT を駆使した情報共有プラットフォームを構成 <p><u>その他</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 生物医薬企業向けに研究開発用輸入産品ホワイトリストを制定し、通関手続きを簡素化 ▪ 越境 EC 小売輸入分野における医薬品・医療機器向けのパイロット政策を導入し、サプライチェーン全体への追跡や消費者権益への保護などの制度を制定 ▪ 臨床需要で香港・マカオより医薬品・医療機器を輸入する管理政策⁵の活用を推進し、関連医療品目を輸入する際は自貿区経由を推奨
物流運輸	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 広州白雲空港、深圳宝安空港における以遠権／第 5 の自由⁶の運用拡大を支援 ▪ 中国本土・外国の航空会社による広州・深圳空港を利用した第三国への貨客混載輸送を支援 ▪ 外国航空会社による中国市場への進出を積極的に誘致

⁵ 2020 年 11 月に中国国家薬品监督管理局が《GBA 医薬品・医療器械監督革新発展実施方案》(国市監薬[2020]159 号)を公表し、香港・マカオで許認可された医薬品・医療器械を GBA 各都市の指定医療機関への販売を開放する制度を制定した。

⁶ 以遠権とは、他国間を結ぶ国際線／他国内で国内線を運航することが許可される権利を指す。以遠権における第 5 の自由とは、自国発着の国際線において、途中経由地である第三国で貨客の取扱を行う権利を指す。本措置の場合、中国以外の外国発着の航空路線を対象に、広州・深圳空港を途中経由地として旅客・貨物の取扱の利用を推進する想定になる。

	<ul style="list-style-type: none"> 「GBA 組合港口」⁷の応用範囲を拡大し、通関監督管理プロセスの最適化を図る マルチモーダル輸送(複合一貫輸送)方式の応用を推進し、関連する手続きを簡素化
金融改革	<p><u>先物取引関連</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 広州先物取引所による香港取引所・深圳証券取引所との連携を強化 省内自貿区の需要に応じた特色ある先物の種類を増やし、国際投資者を誘致 農産品・金属などコモディティの先物を中心に、省内の保税監督管理エリアにて先物の保税受渡業務の展開を支援 前海連合取引センターによる香港取引所・その他中国本土先物取引所との先物現物連動業務のパイロット展開を研究 前海連合取引センターによる天然ガス関連投資商品のクロスボーダー取引の展開を支援し、グリーン商品の種類を拡大 <p><u>その他</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 外貨・人民元通貨統一の銀行口座体系構築を推進し、パイロットとなる銀行の範囲を拡大 ファイナンスリース会社向けに、その傘下の特別目的事業体(SPV)との外債借入上限枠の共同使用を開放 知的財産の流動化パイロット制度の構築を推進し、企業の融資ルートを拡大 知的財産を抵当物とする貸借取引及び関連の保険商品の展開を推進
法制度整備	<ul style="list-style-type: none"> 域外仲裁機構による前海蛇口での業務拠点の設立を支援 前海蛇口における「港資港法港仲裁」⁸管理方式の最適化を図る 南沙における国際仲裁審議・リモートバーチャル法廷の管理方式の最適化を図る

3. まとめ

本措置では貿易利便化措置の項目が多く盛り込まれており、特にオフショア貿易関連の項目は関心を寄せている。本措置公表前に遡り、先般中国人民銀行・外貨管理局より「新型オフショア国際貿易」の通達⁹が発表されたのち、全国各地域では三国間貿易をコンセプトとした新たな貿易モデルに対して緩和開放措置が相次いで公表されてきた。実際、南沙当局が年初に公表した RCEP¹⁰を対象とした改革措置¹¹では、オフショア貿易に対する優遇税制の確立や認定企業向けのホワイトリストの制定などに言及されたが、本措置のような三国間貿易取引関連の決済業務実行にあたって銀行による自主的審査を許容する具体的な業務措置は初めての公布と思われる。ほかにも本措置ではオフショア貿易関連の企業所得税及び印紙税の政策制定が提起されており、詳細は別途発表が待たれるが、華南地域に貿易拠点を構える日系企業にとっては注目に値する政策となろう。

金融方面において本措置では先物取引の産業チェーンの整備が目立っており、今後香港をはじめ GBA 各市の取引所との連携深化が強調されている。特に国策であるカーボンニュートラルの達成に向けて、グリーンファイナンスや脱炭

⁷ 「GBA 総合港口」とは、GBA 所在複数の港口を一つの港として見做す体制であり、港間の運輸における貨物通関・手続き等の所要時間を短縮することにより、企業の運営コスト削減に繋がる構想を指す。

⁸ 「港資港法港仲裁」とは、商業契約の締結等において前海所在の香港資本企業による香港法律の適用を許容し、有事の際には香港を仲裁地を選択することを可能とする体制を指す。

⁹ 2021 年 12 月 24 日に中国当局より公表された「新型オフショア国際貿易の発展を支持することに関する通知」を指す。

詳細は弊行作成のニュースレターにご参照：https://reports.mufgsha.com/File/pdf_file/info003/info003_20220114_001.pdf

¹⁰ RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership) とは、2022 年 1 月 1 日より発効した地域的な包括的経済連携協定を指し、現時点では日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド及び ASEAN 加盟国 10 カ国の計 15 カ国が当協定を締結済み。

¹¹ 2022 年 1 月 17 日に南沙の管理委員会より公表された「RCEP・CPTPP を対象とした改革開放拡大のパイロット措置」を指す。

詳細は当室作成のニュースフォーカスにご参照：<https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/NF2022-03JP.pdf>

素関連の金融投資商品が充実化していくと想定される。また、特定業界向けの外債規制緩和措置を積極的に施行すべきとの記述もあり、業務に応じて傘下に多くの SPV を設けることが一般的なファイナンスリース会社を対象に、傘下 SPV と外債借入限度額の共有を認める措置が有効に活用されるような体制の推進を示した。現在、規制が掛かっている他の業界においても、将来的には資金調達環境の更なる改善が期待できよう。

本措置の各項目に記載の通り、従来より華南地域の自貿区とは政策上協働関係にある香港は、今後貿易・金融・物流など多方面にて南沙・前海蛇口との連携強化が求められる。新たな開放政策の導入によって中国本土との一体化が加速していくことが予想される。当室では華南地域の最新政策に注視しつつ、引き続き関連情報を提供していきたい。

以上

中国・香港 ニュースフォーカス

アーカイブ

	発行日	タイトル
2022 年第 4 号	2022/3/2	2022-23 年度香港財政予算案
2022 年第 3 号	2022/2/24	南沙における RCEP・CPTPP のさらなる改革開放措置
2022 年第 2 号	2022/1/27	広東省における越境 EC 発展推進政策

- 当室が発行した過去のニュースフォーカスについて、以下のリンクよりご参照：

(日本語) https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/Archive_JP.pdf

(英語) https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/Archive_ENG.pdf

- These materials have been prepared by MUFG Bank, Ltd. (“the Bank”) for information only. The Bank does not make any representation or warranty as to the accuracy, completeness or correctness of the information contained in this material.
- Neither the information nor the opinion expressed herein constitute or are to be construed as an offer, solicitation, advice or recommendation to buy or sell deposits, securities, futures, options or any other financial or investment products. The Bank [MUFG Bank] is a licensed bank regulated by the Hong Kong Monetary Authority and registered with the Securities and Futures Commission to carry out Type 1 and Type 4 regulated activities in Hong Kong.
- All views herein (including any statements and forecasts) are subject to change without notice, its accuracy is not guaranteed; it may be incomplete or condensed and it may not contain all material information concerning the parties referred to in this material. None of the Bank, its head office, branches, subsidiaries and affiliates is under any obligation to update these materials.
- The information contained herein has been obtained from sources the Bank believed to be reliable but the Bank does not make any representation or warranty nor accept any responsibility or liability as to its accuracy, timeliness, suitability, completeness or correctness. Therefore, the inclusion of the valuations, opinions, estimates, forecasts, ratings or risk assessments described in this material is not to be relied upon as a representation and / or warranty by the Bank. The Bank, its head office, branches, subsidiaries and affiliates and the information providers accept no liability whatsoever for any direct or indirect loss or damage of any kind arising out of the use of all or any part of these materials.
- Historical performance does not guarantee future performance. Any forecast of performance is not necessarily indicative of future or likely performance of any product mentioned in this material.
- The Bank retains copyright to this material and no part of this material may be reproduced or re-distributed without the written permission of the Bank and the Bank, its head office, branches, subsidiaries or affiliates accepts no liability whatsoever to any third parties resulting from such distribution or re-distribution.
- The recipient should obtain separate independent professional, legal, financial, tax, investment or other advice, as appropriate.

Copyright 2022 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.